



撮影場所 雷神山児童遊園(白金6-5-10:高輪地区)

桜のアーチ

雷神山児童遊園(写真奥)には、平安時代に雷神社があったといわれています。春になると、かつて神社の参道だった歩道は桜のアーチになります。

※この写真は平成31年4月5日に撮影したものです。

区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール** へ ☎5472-3710 FAX5777-8752 年中無休 午前8時～午後8時

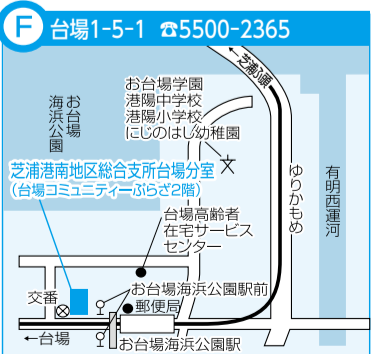
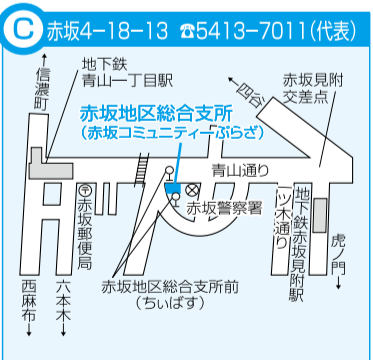
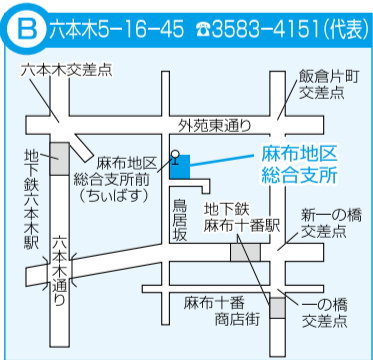
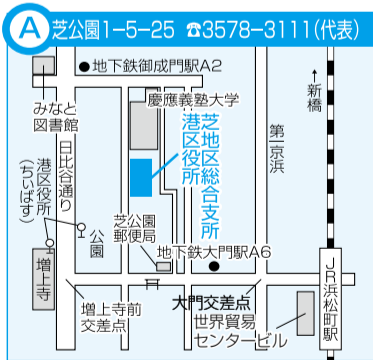
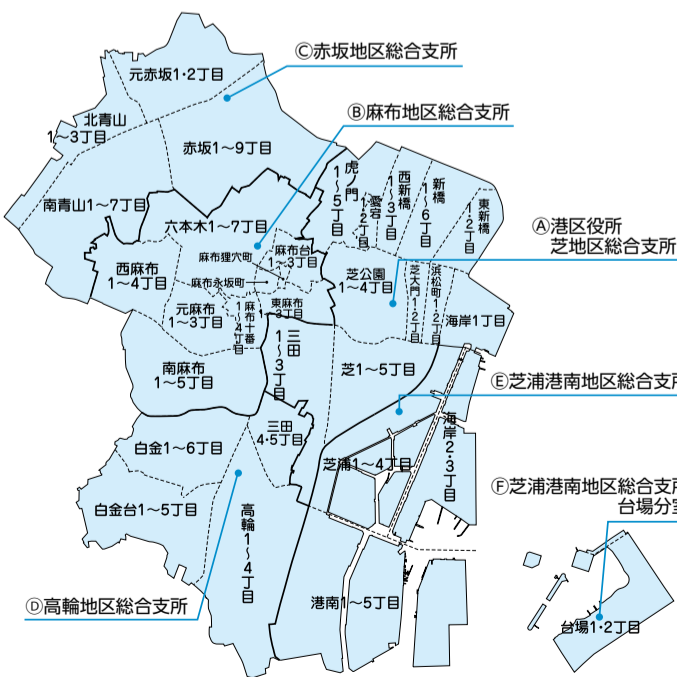
◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<https://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

総合支所の組織と主な取り扱い業務


組織		主な業務
副総合支所長		総合支所長の補佐(管理課長を兼務)
管理課	管理係	総合支所の管理運営、区民センターの管理運営、情報公開、区民の意見・要望の受け付け、後援名義等使用承認、ふるさと納税に係る寄付金の受領、り災証明の発行、みなとパーク芝浦の管理運営(芝浦港南地区総合支所のみ)等
	施設運営担当	所管区域の区立保育園・港区保育室・児童館・子ども中高生プラザ・いきいきプラザ・放課GO→クラブ等の施設の管理運営・施設計画
	飯倉学童クラブ等事業担当(麻布地区総合支所のみ)	飯倉学童クラブ等の事業運営等
協働推進課	協働推進係	《地域振興》 町会・自治会活動の支援、老人クラブの支援、青少年対策地区委員会活動の支援、商店街活動の支援 《防災・生活安全》 防災住民組織の支援、地域防災訓練の実施、消防団の支援、防犯パトロールの推進、住まいの防犯対策に関する助成、家具転倒防止器具助成の申請受け付け等 《環境・清掃》 環境美化活動の支援、リサイクル活動の支援、防鳥ネットの配布、環境・公害(騒音等)の相談、カラス対策の相談等 《その他》 地域猫の去勢・不妊手術費用助成、区民向け住宅入居案内、災害見舞金(小規模)、区民交通傷害保険、地域葬儀支援(高輪地区総合支所のみ)等
	地区政策担当	地域の計画づくり、地域情報誌(紙)発行、区民・NPO等との協働、区政への区民参画の推進、地域文化の推進、地域の国際化に関わる施策の推進等
	台場担当(芝浦港南地区総合支所のみ)	台場地域における協働推進課の事業の連絡調整、台場地域における区民からの意見・要望・相談の受け付け
	ベイエリア活性化推進担当(芝浦港南地区総合支所のみ)	地域の運河や海辺に関する施策の推進等
まちづくり課	まちづくり係	まちづくりの相談、交通対策の相談、緑化の普及・助成、保護樹木等に関すること、土木施設への占用・使用許可、屋外広告物の許可、放置自転車対策、空き地管理の適正化、自転車等駐車場の管理運営等
	土木担当	道路・橋りょう・公園・公衆便所・街路樹・街路灯等の新設、改良および維持管理、自費工事承認、沿道掘削承認、私道の整備、防犯灯設置助成、港湾の埋立工事、河川等の改良および埋立工事等
総合支所	窓口サービス係	《住民登録・証明発行・就学》 転入・転出・区内転居の届け出、住民票の写しの交付(※1)、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付(※1)、マイナンバーカード(個人番号カード)の交付、転入学通知に関する事務、公的個人認証等 《特別永住者》 特別永住者証明書に関する相談・手続き(特別永住許可申請の手続きは芝地区総合支所のみ) 《戸籍に関する届け出・証明発行》 戸籍の証明(謄本・抄本(※1)、受理証明(※2))の交付、出生・死亡・婚姻等の戸籍諸届(※2)、埋火葬許可(※2)等 《区税・国民健康保険・国民年金・介護保険》 住民税・軽自動車税・国保保険料・介護保険料の納付、区民税の申告、納課税証明書の交付(※1)、オートバイ(125cc以下)の登録・廃車、自動車臨時運行許可、国保加入脱退・各種給付等に関する申請・届け出、国民年金に関する届け出、国保・介護保険被保険者証の再発行等および相談(芝地区総合支所では※1以外は相談担当で取り扱い) 《高齢者や障害のある人》 後期高齢者医療制度・心身障害者医療費助成に関する手続き・相談等(芝地区総合支所では相談担当で取り扱い) 《その他》 区民葬儀券の交付(※2) ※1 芝地区総合支所では証明交付担当で取り扱い ※2 芝地区総合支所では戸籍係で取り扱い
	保健福祉係	《高齢者》 紙おむつ給付・緊急通報システム・配食サービス・介護保険の要介護(要支援)認定の申請受け付け、虐待防止・成年後見制度の相談、養護老人ホーム入所等の相談・申請受け付け、障害者控除対象者認定、救急医療情報キットの申請受け付け・配布等 《子育て》 保育の必要性の認定の申請受け付け、保育園の入所相談・申し込み受け付け、保育園在園者の各種届け出受け付け、一時保育等の相談、各種助成等申請受け付け(子ども医療費助成・出産費用助成・児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成)、親子ふれあい助成事業(日帰り施設)利用券の交付等 《障害のある人》 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・各種障害者手当・各種障害者福祉サービス・難病等医療費助成等の相談・申請受け付け、自立支援医療(育成・更正・精神) 《保健衛生》 母子健康手帳の交付、妊婦健康診査費用助成の申請受け付け、小児慢性疾患医療費助成・養育医療の申請受け付け、一般健康相談、母子および乳幼児の健康相談、精神保健相談、飼育犬の登録等 《その他》 民生委員・児童委員活動への支援
	生活福祉係	生活の相談(生活にお困りのときの相談)、生活保護の実施と自立支援、路上生活者に対する援護・自立支援事業(芝地区総合支所のみ)、戦没者の遺族等を対象とした特別給付金の申請受け付け等
	窓口調整係(芝地区総合支所のみ)	住居表示に関する申請(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)
	個人番号カード交付推進担当(芝地区総合支所のみ)	マイナンバーカードの交付に関する総合調整
	相談担当(芝地区総合支所のみ)	住民税・軽自動車税・国保保険料・介護保険料の納付、区民税の申告、オートバイ(125cc以下)の登録・廃車、自動車臨時運行許可、国保加入脱退・各種給付等に関する申請・届け出、国民年金に関する届け出、国保・介護保険被保険者証の再発行等および相談、後期高齢者医療制度・心身障害者医療費助成に関する手続き・相談等(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)
	証明交付担当(芝地区総合支所のみ)	住民票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付、戸籍の証明(謄本・抄本)の交付、納課税証明書の交付(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し・戸籍の証明の郵送請求
	戸籍係(芝地区総合支所のみ)	出生・死亡・婚姻等の戸籍諸届、戸籍届け出による証明(受理証明)の交付、埋火葬許可、区民葬儀券の交付(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)
	生活福祉担当課長(芝地区総合支所のみ)	生活の相談(生活にお困りのときの相談)、生活保護の実施と自立支援、路上生活者に対する援護・自立支援事業

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。



広報みなと3月1日号の5面「3月14日は世界腎臓デーです」の記事に掲載した、表題の日に誤りがありました。お詫びして訂正します。
(誤)3月14日 (正)3月12日 問い合わせ 健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083

4月1日から区の組織の一部を改正しました

執行体制の効率化および区民サービスの向上等を図るため、組織の一部を改正しました。主な改正点をお知らせします。
※図は改正後の組織図で、は新設・変更部分を表します。

令和2年度港区組織図(令和2年4月1日現在)
※課以上を表記しています

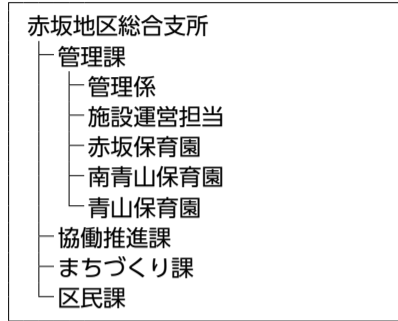
区議会	事務局	次長
	芝地区総合支所	
	麻布地区総合支所	
	赤坂地区総合支所	2面のとおり
	高輪地区総合支所	
	芝浦港南地区総合支所	
副区長	産業・地域振興支援部	地域振興課
		国際化・文化芸術担当課長
		産業振興課
		観光政策担当課長
	保健福祉支援部	保健福祉課
		福祉施設整備担当課長
		高齢者支援課
		介護保険課
		障害者福祉課
		生活福祉調整課
みなと保健所	生活衛生課	
	保健予防課	
	健康推進課	
子ども家庭支援部	子ども家庭課	
	児童相談所設置準備担当課長	
	保育政策課	
	保育課	
子ども家庭支援センター		
児童相談所設置準備担当部長		
区長	都市計画課	住宅課
		建築課
		土木管理課
		土木課
	街づくり支援部	開発指導課
		再開発担当課長
		品川駅周辺街づくり担当課長
	街づくり事業担当部長	地域交通課
	環境リサイクル支援部	環境課
地球温暖化対策担当課長		
みなとリサイクル清掃事務所		
企画経営部	企画課	
	区役所改革担当課長	
	オリンピック・パラリンピック推進担当課長	
	全国連携推進担当課長	
	用地・施設活用担当課長	
	区長室	
財政課		
用地・施設活用担当部長	施設課	
防災危機管理室	防災課	
	危機管理・生活安全担当課長	
総務部	総務課	
	人権・男女平等参画担当課長	
	情報政策課	
	人事課	
	人材育成推進担当課長	
	契約管財課	
会計管理者	会計室	
教育委員会	教育推進部	教育長室
		生涯学習スポーツ振興課
	学校教育部	図書文化財課
		学務課
学校施設担当課長		
教育人事企画課		
教育指導担当課長		
選挙管理委員会	事務局	次長
監査委員	事務局	次長

赤坂地区総合支所

管理課

赤坂子ども中高生プラザ青山館の開設に伴い、青山児童館を廃止します。

図1

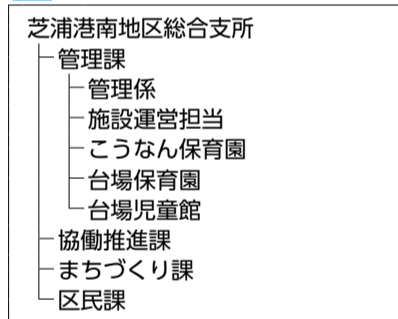


芝浦港南地区総合支所

管理課

区内最大の複合施設である、みなとパーク芝浦の維持管理や施設間の調整等を担うみなとパーク芝浦管理担当(担当係長制)について、(仮称)芝浦第二小学校の新築工事、ペディストリアンデッキ延伸接続工事等に伴う業務の拡大や数多くの視察に円滑に対応するため、管理係に統合して業務を集約します。係の業務対応範囲を広くすることで、柔軟な執行体制を確保するとともに、効率的な業務執行と働きやすい職場づくりを進めます。

図2

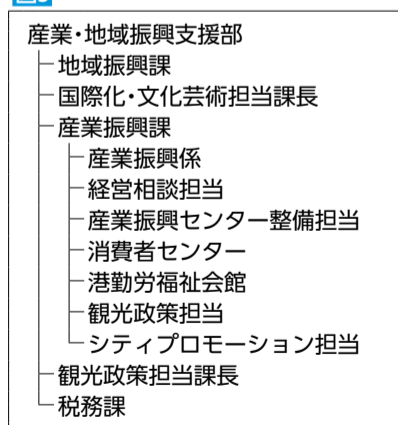


産業・地域振興支援部

産業振興課

プレミアム付商品券発行事業が令和元年度末をもって終了することから、プレミアム付商品券発行事業担当(担当係長制)を廃止し、清算事務等を産業振興係に引き継ぎます。

図3



保健福祉支援部

福祉施設整備担当部長

特別養護老人ホームや障害者の入所施設、児童発達支援センターを併設する南麻布四丁目福祉施設の整備が完了する等、所期の目的をおおむね達成したことから福祉

施設整備担当部長を廃止し、業務を保健福祉支援部に引き継ぎます。

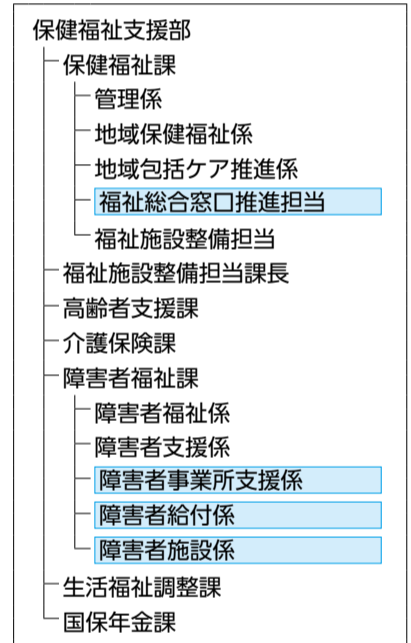
保健福祉課

8050問題やダブルケア等、個人や家庭、世帯が抱える福祉分野を横断する複合的な問題に迅速かつ的確に対応する窓口を設置し、包括的な相談体制の構築を推進するため、福祉総合窓口推進担当(担当係長制)を設置します。

障害者福祉課

障害者総合支援法に基づき、障害の種別等にかかわらず、子どもから大人まで切れ目のない支援を充実させるとともに、令和3年4月の児童相談所設置に向けた準備を円滑に実施するため、障害者福祉課の分掌事務を抜本的に見直し、障害者事業運営係、精神障害者担当(担当係長制)および発達障害者担当(担当係長制)を障害者事業所支援係、障害者給付係および障害者施設係に再編します。

図4

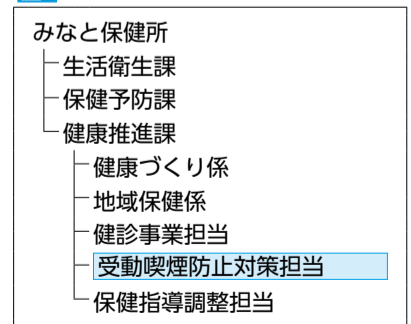


みなと保健所

健康推進課

令和2年4月の改正健康増進法および東京都の受動喫煙防止条例の完全実施を踏まえ、これまでの普及啓発や窓口相談業務に加え、特定飲食提供施設からの届け出受理、義務違反者に対する指導、勧告、命令、罰則適用等の行政指導や処分を警察等関係機関と緊密に連携して業務を執行する必要があることから、受動喫煙防止対策担当(担当係長制)を設置します。

図5



子ども家庭支援部

児童相談所設置準備担当部長

令和3年4月の児童相談所設置に向けて、令和2年度は東京都から

の引き継ぎ、他自治体や関係機関との連携強化、庁内調整等の準備業務を円滑に遂行する必要があるため、児童相談所設置準備担当部長を設置し、児童相談所長に任用予定の部長級職員を配置することで、執行体制を強化します。

子ども家庭課、保育・児童施設計画担当課長

子ども家庭係および青少年育成担当(担当係長制)を子ども・子育て支援係および子ども青少年育成係に再編し、保育・児童施設計画担当が所管する子育て支援推進会議に関する事務や児童館、子ども中高生プラザ等に関する事務を移管して、保育・児童施設計画担当課長および保育・児童施設計画担当(担当係長制)を廃止します。

保育政策課

保育政策課を設置し、保育・児童施設計画担当が所管する保育施設の配置計画や保育定員拡大、保育園の整備・誘致等に関する事務を保育政策係に引き継ぐとともに、保育課から認可指導係を移管して名称を保育指導係とし、保育施設の計画・整備から認可・指導の一連の業務を一体的に担う体制を構築します。

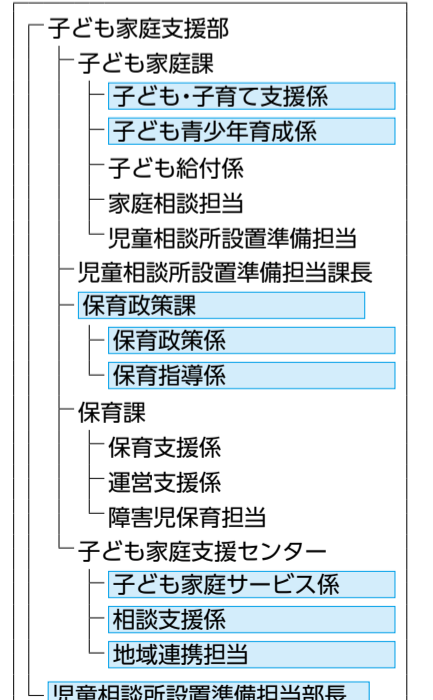
保育課

認可指導係の保育政策課への移管により2係1担当制へ移行し、引き続き、認可保育園等の入所や区立保育園の運営等の事務を所管します。

子ども家庭支援センター

令和3年4月の児童相談所設置に向けて、令和2年4月から児童相談所との連携を視野に入れた相談体制の強化や要保護児童対策地域協議会の活性化、地域の子ども・子育て支援活動の支援を強化するため、子育て支援係および相談担当を子ども家庭サービス係および相談支援係に再編し、地域連携担当(担当係長制)を設置します。

図6



この広報紙は、誰にでも読みやすく、伝わりやすいフォント(ユニバーサルデザインフォント)を使用しています。

港区広報番組をご覧ください

4月1日更新「港区広報トピックス(30分番組)」

内容 みんなでエコっとプロジェクト「自然素材で作ろう!世界でひとつだけの冬色アートフレーム」港区観光大使のお・す・す・め」他

放送期間 4月1日(水)~10日(金)

J:COMチャンネル港・新宿(11ch)の他、港区ホームページ、YouTube、ちいばす・お台場レインボーバス車内でもご覧いただけます。



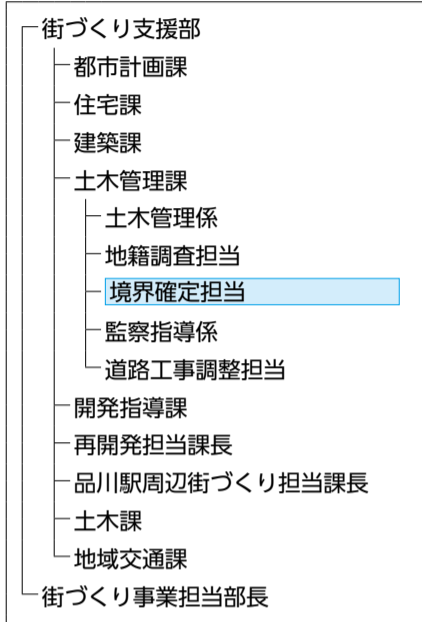
3ページからつづく

街づくり支援部

土木管理課

道路の境界確定業務を、より一層、円滑に執行するため、境界確定担当(担当係長制)を設置します。境界確定係を土木管理係に統合することで、係の業務対応範囲を広げ、柔軟な執行体制を確保するとともに、業務の平準化と効率的な業務執行を図ります。

図7

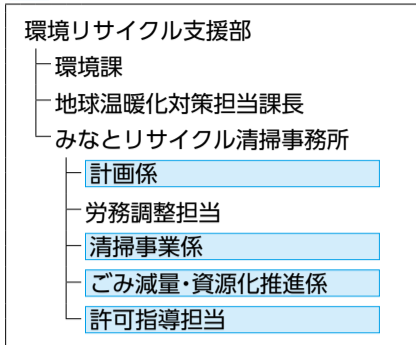


環境リサイクル支援部

みなとリサイクル清掃事務所

区民のライフラインである清掃事業を安全かつ確実に実施するとともに、食品ロス削減推進法の施行や海洋プラスチックごみ問題等の新たな課題に対して、効果的に施策を展開するため、みなとリサイクル清掃事務所の分掌事務を抜本的に見直し、運営係、作業係、許可指導係およびごみ減量推進係を計画係、清掃事業係、ごみ減量・資源化推進係および許可指導担当(担当係長制)に再編します。

図8



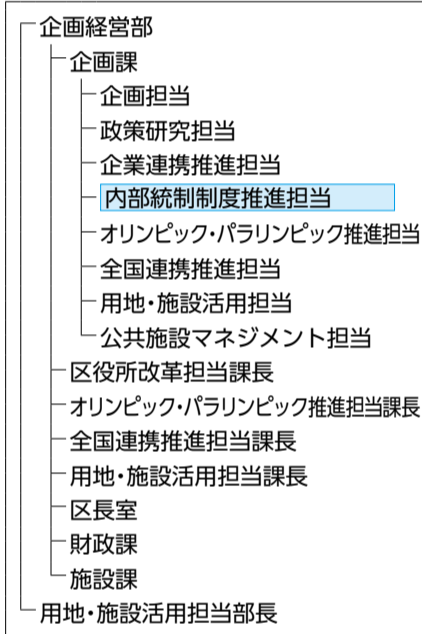
企画経営部

企画課

事務執行適正化に向けた区の取り組みを、改正地方自治法(令和2年4月施行)に基づく内部統制制度として取組強化を図るため、内部統制制度推進担当(担当係長制)を設置します。

また、業務支援組織設置準備担当および高輪ゲートウェイ駅周辺まちづくり調整担当(担当係長制)について、庁内外の連携・調整や課題の検討・解決を企画課全体で推進していくため、企画担当(担当係長制)に整理・統合します。

図9



教育委員会事務局教育推進部

教育長室、教育企画担当課長

教職員、区職員、講師等の人事管理を一体的に行い、学校教育を担う人材の効果的な活用を図るとともに、より一層の教職員の働き方改革の推進に向けて区立幼稚園・学校の人事事務を一元化するため、教職員支援係を教育人事企画課に移管します。

また、教育企画担当(担当係長制)が所管する教育行政の個別計画の統括、私立幼稚園・学校に関する事務を、教育長室に引き継ぎ、教育推進担当(担当係長制)を設置するとともに、教育企画担当課長および教育企画担当(担当係長制)を廃止します。

教育委員会事務局学校教育部

学務課

教育企画担当(担当係長制)から、(仮称)芝浦第二小学校の開設、赤坂小中一貫校の導入等、学校の配置に関する業務を引き継ぎ、学校計画担当(担当係長制)を設置するとともに、学事担当(担当係長制)を学事係に再編します。

また、特別支援相談担当(担当係長制)の業務を教育指導担当課長に移管し、特別な支援を必要とする児童、生徒への教育センターの相談センター機能を強化します。

教育人事企画課、教育指導担当課長

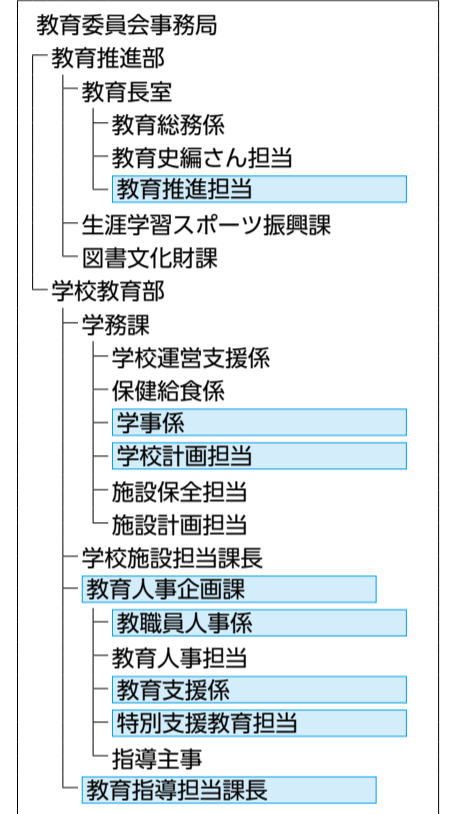
国際人育成や特別支援教育、ICTツールの適正使用等の情報活用能力の育成等、多くの教育課題への対応、さらに教職員の働き方改革を含む学校現場の指導支援と教職員の人事管理を充実させるため、教育指導課を教育人事企画課、教育指導担当課長の1課1担当課長制に再編します。

教育人事企画課は、学校教育の企画調整、教職員の人事管理を担うとともに、教育長室から教職員支援係を引き継ぎ、名称を教職員人事係に

改め、学校に関わる人材を戦略的に配置・活用する役割を担います。

教育指導担当課長は、学校現場の教育支援機能を担い、教育センターを所管して現行の教育相談に加え、学務課から特別支援相談担当を引き継ぎ、名称を特別支援教育担当(担当係長制)とするとともに、適応指導教室を所管することにより、不登校等への対応を含めた相談センター機能を強化します。さらに、若手教職員の増加に伴う指導力向上のため、カリキュラムセンター機能の強化を図るとともに、新たに設置する港区立みなと科学館を所管し、体験学習機能の確立と安全・安心な施設運営を確保するための執行体制を構築します。

図10



問い合わせ

企画課企画担当 ☎3578-2086

事業者の皆さんへ

一定規模の新築および既築の建築物は
省エネに関する届け出等が義務付けられます

「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」
を新たに制定しました

区は、建築物を起因とした地球温暖化やヒートアイランド現象による気温上昇により、熱中症やデング熱等の感染症が増加する等区民生活への影響が懸念されることから、区民が安全で安心できる快適な生活を営む上で必要な環境を守るため、新たに条例を制定しました。

本条例は、令和3年4月1日に施行し、同条例に基づく「新施策」を同日から実施します。

条例について詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

条例等の概要

(1) 新築対策

建築物の新築等をする建築主は、次の①～④を義務とし、⑤を努力義務とします。

- ①新築等をする延べ面積に応じ、環境性能の引き上げを促進する省エネルギー性能基準の遵守
- ②人工排熱基準の遵守
- ③建築計画および工事完了の届け出
- ④届け出た建築物の省エネルギー性能を工事中および工事の完了後において建築物の内外に表示
- ⑤環境性能の引き上げを更に促進する

る優秀水準の達成

(2) 既築対策

一定の規模または一定量のエネルギーを使用している事業所の所有者は、次の①および②を義務とし、③を努力義務とします。

- ①エネルギー使用量および二酸化炭素排出量の報告と公開
- ②テナント事業者と協力して地球温暖化の防止に関する対策を推進する体制整備
- ③エネルギー使用量および二酸化炭素排出量の削減を更に促進する優秀水準の達成

(3) 評価・表彰

区は、本条例に基づき、新築・既築対策に取り組む事業者等への評価・表彰を行います。

条例等の閲覧場所

「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」および「新施策」は、港区ホームページの他、区政資料室(区役所3階)でご覧になれます。

条例等に係る区民意見募集への区の考え等は港区ホームページで公開しています

令和元年11月1日～12月2日に実施した区民意見募集に寄せられたご意見に対する区の考え方等は、港区ホームページでご覧になれます。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」ページをご覧いただけます。

問い合わせ

環境課地球温暖化対策担当 ☎3578-2479

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症に関する犯罪から身を守りましょう

新型コロナウイルス感染症に関する不安感につけこむ、卑劣な犯罪が全国的に発生しています。

事例

- (1) 下水管に新型コロナウイルスがついてるので洗浄する等と言って、水道会社を名乗る者から電話がかかってきた。一度切れた後、同じ会社の別の担当者を名乗る者から電話があり、除去の費用として高額な代金を請求された。
- (2) 「マスクを販売します。商品を代金引き換えの方法で送ります。」等と知らないアドレスからメールが届いた(「マスクを無料送付するので確認をお願いします」等と別のウェブサイトに誘導しようとするメッセージが送られてきた事例もある)。
- (3) 不審な業者が自宅を訪問し、「新型コロナウイルスの影響で金の相場が上がる、高騰前の額で金を買う枠が当たるかもしれないのですぐに申し込んだ方がいい」等と勧誘してきた。

区民の皆さんへのお願い

現在、区内ではこうした事案が発生したという情報は把握していません。しかし、今後同様の事案が起こる恐れが十分にあります。

電話やメール、訪問等で新型コロナウイルス感染症対策の話や、新型コロナウイルス感染症に関する投資や融資等のお金の話を持ちかけられたら、まずは冷静さを失うことなく、一度全てうそだと思ってください。そして、すぐに区や警察に相談しましょう。

問い合わせ

防災課生活安全推進担当 ☎3578-2199

新型コロナウイルス感染症の予防やご相談について

感染の予防のために 新型コロナウイルス感染症は、飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

そのため、風邪やインフルエンザと同様、手洗いや咳エチケットといった、通常の感染症対策をとることが重要です。次のことを心掛けましょう。

手洗い 流水や石鹸による手洗いをこまめに行いましょう。

特に外出した後や咳をした後、口や鼻、目等を触る前には手洗いを徹底しましょう。アルコール消毒も有効です。

咳エチケット 咳やくしゃみをするときは、マスクを着用するか、マスクが無い場合はティッシュやハンカチ等で口や鼻を覆う等の咳エチケットを守りましょう。周りの人々への感染を予防するために、人が多く集まる場所は避けましょう。



マスクを着用する (口・鼻を覆う) ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う 袖で口・鼻を覆う
出典:首相官邸ホームページより

体調が良くないと感じたら

相談・受診の前に心がけていただきたいこと

発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。また、毎日、体温を測定し記録してください。

新型コロナウイルスの感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることがありますので、控えてください。

新型コロナウイルス感染症の相談窓口

帰国者・接触者電話相談センター

以下のいずれかに該当する人は、ご相談ください。

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く人、強いだるさや息苦しさがある人
- 高齢者や基礎疾患等のある人は、上記の状態が2日程度続く場合

みなと保健所電話相談窓口

対象 区内在住・在勤・在学者

とき 月～金曜午前8時30分～午後5時15分

☎3455-4461

※電話が繋がらない場合は、保健予防課保健予防係へ。

☎6400-0081

都・特別区・八王子市・町田市合同電話センター

とき 月～金曜午後5時～翌日午前9時

※土・日曜、祝日は、終日対応しています。

☎5320-4592

新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談窓口

みなと保健所電話相談窓口

対象 区内在住・在勤・在学者

とき 月～金曜午前8時30分～午後5時15分

☎3455-4461

※電話が繋がらない場合は、保健予防課保健予防係へ。

☎6400-0081

聴覚障害がある人等の相談窓口

FAX3455-4460

東京都電話相談窓口(コールセンター)

とき 月～金曜午後5時～翌日午前9時

※土・日曜、祝日は、終日対応しています。

対応内容 感染の予防に関することや、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

☎0570-550571(ナビダイヤル)多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)対応

聴覚障害がある人等の相談窓口

FAX5388-1396

厚生労働省電話相談窓口

とき 午前9時～午後9時

※土・日曜、祝日も対応しています。

☎0120-565653(フリーダイヤル)

問い合わせ

防災課危機管理担当

☎3578-2515

保健予防課保健予防係

☎6400-0081

共同住宅の震災対策への支援を強化します

～共同住宅の防災力向上に、各制度をご活用ください～

区では、6階建て以上かつ50戸以上の共同住宅に約10万世帯が居住していることから、これまで区は、高層住宅の防災力強化を重点課題に掲げ、「マンション震災対策ハンドブック」を活用した啓発をはじめ、防災組織の結成に向けての防災アドバイザーの派遣や防災資器材の助成等の支援に取り組んできました。

令和2年度からは、高層住宅の支援の対象を6階建て以上かつ50戸以上から、6階建て以上かつ20戸以上に拡大するとともに、3～5階建てかつ10戸以上の中層住宅についても、防災アドバイザーの派遣やエレベーターチェア等の助成を実施します。さらに、それ以外の共同住宅の支援にも積極的に取り組み、すべての共同住宅における共助の取り組みを促進していくことにより、地域全体の防災力向上を図ります。

(1) 6階建て以上かつ20戸以上の高層住宅への支援

● 防災カルテの作成および区職員による直接訪問

住宅の管理者に対してアンケートを行い、防災対策の取り組み状況の強みや弱みをレーダーチャートで示した防災カルテを作成します。その後、区職員が直接訪問し、防災カルテの説明を行います。

● 防災アドバイザーの派遣

防災に関する知見を有する専門家を派遣し、防災対策を支援します。

● 防災資器材の助成

住戸数に応じた限度額の範囲内で、区が定めたメニューから希望の防災資器材を現物助成します。



防災アドバイザーの講演の様子

(2) 3～5階建てかつ10戸以上の中層住宅への支援

● 防災カルテの作成および区職員による直接訪問

● 防災アドバイザーの派遣

● エレベーターチェアの助成

エレベーターが停止した際に活用できる飲料水等が入ったエレベーターチェアを助成します。

エレベーターチェア 幅350mm×高さ515mm×奥行235mm



● 備蓄品の助成

震災時に住宅内で使用する備蓄品を助成します。



非常食(アルファアロ)4種

(3) 高層住宅および中層住宅を含む全ての共同住宅への支援

● 防災アドバイザーの派遣

● 各種パンフレットの配布

● 防災出張講座

● 家具転倒防止器具等の助成



港区マンション震災対策ハンドブックの表紙

問い合わせ

防災課地域防災支援係

☎3578-2517

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

子育て・関連情報

1月29日開催の港区青少年問題協議会で、令和2年度の活動方針を策定しました。家庭・学校・地域等が連携し、積極的に青少年健全育成に取り組みましょう。

基本目標

- (1) 青少年が犯罪に巻き込まれない安全・安心な環境の確保
- (2) 青少年同士、家族間、青少年と地域の人々が触れ合う機会の充実
- (3) 青少年が生命の大切さを体感し、思いやりの心や社会を生きていく力を育む体験や機会の充実
- (4) 青少年が地域の一員としての自覚を持ち、防災力を向上することができる機会の充実

活動方針

- (1) 性犯罪を含む犯罪行為や暴力団等から青少年を守り、また青少年犯罪を防止するため、地域の安全の点検・改善や、青少年自身の危機回避能力向上に取り組むとともに、関係機関相互の連携を深めましょう。

令和2年度「港区青少年健全育成活動方針」 地域の子どもは地域ぐるみで育てましょう

- (2) 地域の行事等に積極的に参加し、青少年同士、家族間、地域の多様な人々が互いに知り合い、触れ合う機会を日頃からつくりましょう。
- (3) 自然体験や社会貢献、異年齢活動等、青少年が直接自然や社会と関わり、生命の大切さを感じたり、自己肯定感を育んだりすることにつながる多様な体験活動の機会をつくりましょう。
- (4) 突然の災害に対応するために、日頃から青少年自身が地域の一員としての自覚を持ち、防災意識や知識、技術を身に付ける機会をつくりましょう。

基本目標を達成するために

家庭が子育ての基礎であることから、家族間の信頼関係をより強め、我が子が社会の一員となれるように家庭が責任を持って育てることが大切です。そして、その家庭を支えるため

に「地域の子どもは地域ぐるみで育てる」という視点から、学校、地域、その他の関係機関が互いに協力して、港区全体で日常的に青少年の健全育成活動に取り組みます。

重点的な取り組み

児童虐待に関する相談件数の増加や深刻化、ひきこもり等の青少年に対する支援の必要性、子どもの性被害の拡大への対応、地域共生社会の実現、といった今日の課題について、令和2年度は「自分や人を大切にすることを育む取組」について、重点的に取り組みましょう。

自己肯定感(生まれて良かったと感じ、自分自身を大切にすることを育む)を培うために、誰に対しても、思いやりを持って触れ合う心を育み、また、自分の身を守り、人を傷つけない、健全な気持ちや判断能力を育むことが大切です。

港区青少年問題協議会

区長の附属機関として設置し、毎年「港区青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、関係行政機関と地域活動団体等の連絡調整を行っています。

※詳しくは、リーフレットをご覧ください。区の青少年をとりまく課題や必要とされる取り組み、区や学校、地域等が実施している活動方針に関する具体的な取り組み例も紹介しています。
 ※リーフレットは、区立小学校および中学校を通して保護者に配布します。また、区の施設の窓口や港区ホームページでもご覧いただけます。

問い合わせ

子ども家庭課子ども青少年育成係 ☎3578-2435

4月から 離婚前後の親とDV被害者の 支援を新たに開始します

事業内容は次のとおりです。各事業について詳しくは、港区ホームページをご覧ください。
養育費保証サービスの利用費助成
 養育費の確実な確保のため、保

証会社に支払う養育費保証サービスの初回保証料を助成します(上限5万円)。
裁判外紛争解決手続(ADR)の初回調停期日までに係る費用を助成
 養育費、面会交流等離婚後の取

り決めを促進するため、裁判外紛争解決手続(ADR)の初回調停期日までに係る費用を助成します(上限5万円)。

面会交流の支援

子どもと別居親との面会交流の機会を確保するため、日程調整、当日の付き添い等を支援します。

DV被害者支援活動補助

DVシェルター等を運営するDV被害者支援活動を支援するため、費用の一部を補助します(上

限月額15万円)。

DV加害者更生プログラム利用助成

DV被害を防止するため、民間団体が実施するDV加害者更生プログラム利用のための事前相談料を助成します(上限2万4千円)。

問い合わせ

子ども家庭課家庭相談担当 ☎3578-2449

令和2年度 中小規模事業所の光熱水費の削減につながる省エネを支援します

区では、中小規模事業所に無料で省エネに関する知識を有した相談員を派遣し、各事業所の実態にあった省エネ対策の提案を行っています。また、ビルの運用管理をビルメンテナンス事業者へ委託している事業所については、希望に応じて設備機器の使用状況の分析や効果検証を行い、ビルオーナーとビルメンテナンス事業者との話し合いを支援しています。

毎年、区は、省エネに取り組んだ事業所を「港区省エネ推進モデル事業所」に認定し、その取り組みを積極的にPRしています。

4月1日(水)から、省エネ支援に関する申し込みの受け付けを開始しますので、ぜひご利用ください。

対象事業所

区内で所有または使用している中小規模事業所

費用

無料

実施予定数

15事業所(申込順)

申し込み

港区ホームページからお申し込みください。

「港区省エネ推進モデル事業所」を表彰しました

令和元年度「港区省エネ推進モデル事業所」のうち、他の事業所の手本となる優良な取り組みを行った次の2事業所を表彰しました(表1のとおり)。

「港区省エネ推進モデル事業所」として認定しました

表彰された事業所他、次の12事業所を令和元年度「港区省エネ推進モデル事業所」に認定しました(表2のとおり)。

表1 令和元年度港区省エネ推進モデル表彰事業所

事業所名	取り組み内容
(株)今朝	建物全体の照明設備のLED化や設備の運用を改善することで、積極的に省エネルギーに取り組んだ。さらに、エネルギー削減効果について確認する等、省エネルギーの意識向上に努められている点が高く評価された。
(株)レッグス	朝礼や社内広報を活用し、省エネルギーの取り組みや電気使用量の分析等について発信・共有することで、社員の省エネルギー意識を向上させるとともに省エネルギー活動を積極的に推進している点が高く評価された。

表2 令和元年度港区省エネ推進モデル認定事業所一覧

協栄興業(株)
カサデマチア
香土
太洋工業(株) 東京本社
芝大門 更科布屋
(株)布萬
(株)日本刀剣
(株)六本木スタジオ
(株)DALUMAX
名酒センター(株)
(有)ひのき屋
サンフロンティア不動産(株) アイセ芝ビル

問い合わせ

環境課地球温暖化対策担当 ☎3578-2564

4月1日 区立児童発達支援センターがオープンしました

子どもの発達について相談する窓口として、また、子どもの発達支援の場(通所)として、区立児童発達支援センター「ぱお」が開設します。

表 実施事業一覧

相談支援	総合相談 (0～18歳)	●お子さんの発達に関する相談を受けます。 ●お子さんの状況に合わせて、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別指導や親子クラスを行います。
	計画相談・障害児相談支援 (0～18歳)	●利用する障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等の利用に向けての相談と計画作成の支援を行います。
児童発達支援	児童発達支援 (3～5歳児)	●週5日間通園し、日常生活動作・遊び・コミュニケーション等について支援します。 ●幼稚園や保育園等に通いながら小集団での支援を行います(月2～3回)。
	居宅訪問型児童発達支援	●医療的ケアを有する等外出が困難なお子さんに対して、自宅に訪問して療育を行います(月2回)。
	放課後等デイサービス(学校に就学している児童)	●就学児を対象とし学校生活のさまざまな場面でつまづきのあるお子さんに対して個別指導・グループ支援を行います。
	保育所等訪問支援	●集団生活に適應できるようにスタッフが保育所等へ訪問し、お子さんや保育所等の職員に対して集団生活適應のために専門的な支援を行います(月2回程度)。
その他	保護者支援・勉強会等	●保護者の相談、保護者向けの勉強会、交流会を行います。

特別障害者手当等の支給月額の変更について

特別障害者手当等について、令和2年4月分から、次のとおり支給月額が変更となります。

特別障害者手当

変更後 2万7350円
 変更前 2万7200円

障害児福祉手当

変更後 1万4880円
 変更前 1万4790円

経過的福祉手当

変更後 1万4880円
 変更前 1万4790円

障害者福祉課障害者給付係

☎3578-2389 FAX3578-2678

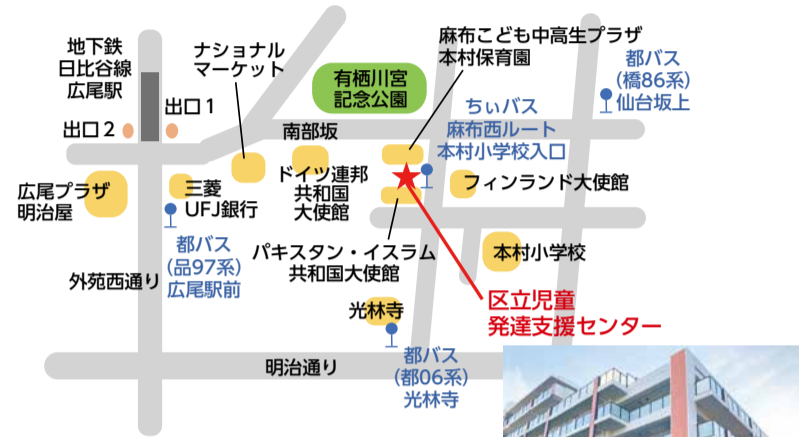
名称 区立児童発達支援センター「ぱお」

受付時間 月～土曜午前9時～午後6時(祝日、年末年始を除く)

所在地 南麻布4-6-13(複合施設1階)

※駐車場の数に限りがあります。来所の際は、公共交通機関の利用をお願いします。

実施事業 表のとおり。



【アクセス・交通手段】

- 地下鉄日比谷線「広尾」駅から徒歩約10分
- 都バス都06系「光林寺」から徒歩約7分
- 都バス品97系「広尾駅前」から徒歩約10分
- 都バス橋86系「仙台坂上」から徒歩約6分
- ちいバス麻布西ルート「本村小学校入口」からすぐ

障害者 関連情報

※事業によっては児童福祉法に規定する「通所受給者証」が必要です。

利用料金 原則、児童福祉法に基づく利用料金と給食費等実費(3～5歳児は、給食費等実費のみの負担)

申し込み 区立児童発達支援センター ☎6277-3106 FAX6277-3844



区立児童発達支援センター外観

問い合わせ

区立児童発達支援センター
 ☎6277-3106 FAX6277-3844

母親学級

☑ 区民で、出産予定日が令和2年5～9月の妊婦

☑ 5月15・22・29日(金・全3回)午後2時～4時(5月29日(金)のみ午後1時～2時45分、午後3時～4時45分の2回制)

☑ みなと保健所

☑ 80人(申込順)

☑ 持ち物 母子健康手帳、筆記用具
 ☑ 電話で、4月30日(木)までに、みなとコール(受付時間:午前9時～午後5時) ☎5472-3710

☑ 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

両親学級

☑ 区民で、出産予定日が令和2年5～8月の妊婦とそのパートナー(1人での参加可)

☑ 5月16・23日(土)午後1時～3時15分(いずれかにお申し込みください)

☑ 恩賜財団母子愛育会 研究所棟4階(南麻布5-6-8)

☑ 45組

☑ 持ち物 母子健康手帳、筆記用具
 ☑ 電話で、4月1日(水)～10日(金)に、みなとコール(受付時間:午前9時(初日は午前11時)～午後5時)へ。 ☎5472-3710

※参加予定者には詳細を4月下旬頃郵送予定
 ☑ 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

うさちゃんくらぶ

☑ 区民で、令和2年2月生まれの第1子とその保護者

☑ 芝・麻布・赤坂地区在住者:5月20日(水)、高輪・芝浦港南地区在住者:5月27日(水)いずれも午後1時30分～3時30分

☑ みなと保健所

☑ 各50組(申込順)

☑ 持ち物 母子健康手帳、バスタオル

☑ 電話で、開催日の前日までに、みなとコール(受付時間:午前9時～午後5時)へ。 ☎5472-3710

☑ 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

4月の乳幼児健診・育児相談

☑ 4カ月児育児相談(令和元年12月生まれの人)1歳6カ月児健康診査(平成30年9月生まれの人)3歳児健康診査(平成29年3月生まれの人)

☑ 該当者には通知しています。届かない人は、お問い合わせください。※転入した人、健診がお済みでない人は、ご相談ください。

☑ 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

多胎児(双子や三つ子等)のお子さんを育てる産婦に対し、港区コミュニティバス乗車券を無料で追加交付します

多胎児を育てている産婦へのコミュニティバス乗車券の交付枚数と、交付期間が拡大されました。

☑ 区内在住の平成29年5月1日以降に生まれた双子以上のお子さん

☑ いる産婦
 ☑ 直接、本人確認書類を持参の上、各総合支所区民課保健福祉係へ。

☑ 子ども家庭課子ども給付係

☎3578-2433

各総合支所区民課保健福祉係

☑ 欄外参照

令和2年度就学援助のお知らせ

経済的な理由で就学が困難な、国公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者に学用品費や給食費等の援助をします。

☑ 区民で、生活保護・児童扶養手当を受給している世帯、または、令和元年の世帯の所得金額について、港区教育委員会が定める基準所得額に該当する世帯

☑ 郵送または直接、申請書を提出用封筒で、4月17日(金・必着)までに、〒105-8511 港区教育委員会事務局学務課学校運営支援係(区役所7階)へ。※港区立小・中学校に通学している人には、「就学援助のお知らせ」「申請書」「提出用封筒」を、通学先の学校で配布します。港区外の国公立小・中学校に通学している人は、電話で請求してください。※援助を希望する人のみ、申請書を提出してください。 ☎3578-2731

港区子ども食堂推進事業補助金

子ども食堂の運営費用の一部を補助します。

☑ 子ども食堂の運営者※港区子ども食堂ネットワークの参加等条件があります。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

☑ 補助対象 食材費、食材運搬費、保険料、会場賃料等

☑ 補助金額 年間24万円上限

☑ 子ども家庭課子ども青少年育

子育て・子ども 関連情報

成係 ☎3578-2435

児童精神科医による相談(精神保健福祉相談)(予約制)

お子さんのこころの問題や行動面で悩んでいる保護者に対して児童精神科医が相談に応じます。

☑ 区内在住・在勤者の18歳以下のお子さんとその保護者

☑ 4月13日(月)※時間はお問い合わせください。

☑ みなと保健所

☑ 電話で、健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460 または各総合支所区民課保健福祉係へ。 ☑ 欄外参照

港区の人口

令和2年3月1日現在

総人口

26万1,156人
 (前月比141人増)

出生等 224人 死亡等 210人
 転入 1,964人 転出 1,837人

日本人 24万571人 (前月比157人増)
 男 11万2,496人 女 12万8,075人

外国人 2万585人 (前月比16人減)
 男 1万794人 女 9,791人

世帯数 14万8,016世帯 (前月比36世帯増)
 日本人世帯数 13万3,455世帯 (前月比39世帯増)
 外国人世帯数 1万1,270世帯 (前月比12世帯減)
 複数国籍世帯数 3,291世帯 (前月比9世帯増)

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

凡例 ☑:対象 ☑:とき ☑:ところ ☑:内容 ☑:定員・募集人員 ☑:申し込み ☑:問い合わせ ☑:選考方法 ☑:担当課

民法改正後の 「港区成人の日記念のつどい」の 対象年齢を20歳とします

成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が成立し、令和4年4月に施行されます。改正された民法が施行される初年度は、3学年が同時に成年年齢を迎えます。区は成人式の対象年齢について検討し、対象となる区民やご家族の不安を早い段階で解消できるよう、取り組んでいます。

令和4年度以降の「港区成人の日記念のつどい」(成人式)の対象年齢について、これまで同様に20歳とすることに決定しました。

対象年齢を20歳とする主な理由

- (1)若者参画による「成人式」といった意識を高め、明日を担う「おとな」としての自覚と責任感を培うためには、より多くの対象者に参加いただきたいこと。
- (2)成人=20歳というこれまでの社会通念があり、一般的であること。

- (3)受験の時期と重なる確率が低く、多くの対象者が参加しやすいこと。
- (4)新成人が参画する実行委員会を定期的に開催し、当日の運営・企画等に携わることができること。
- (5)受験、就職等の準備で、保護者や本人の支出の重なりを避けることができること。

決定までの経緯

対象年齢を20歳とすることについて、区民意見募集をしました。合わせて、若者の意見を把握するため、民法改正後最初に当事者となる区内公立中学校3年生へのアンケート調査を実施し、いずれも賛同を得ました。

問い合わせ

子ども家庭課子ども青少年育成係
☎3578-2435

「区民の声センター」 をご利用ください

区では、皆さんから区政に対するさまざまなご意見・ご提案等(以下「区民の声」)をいただき、信頼される区政の実現をめざすとともに区政運営の参考とする等、広聴制度の充実・強化に取り組んでいます。

区民の声センターでは、来訪・電話等により、区民の声をお聴きしています(英語対応可)。お寄せいただいた区民の声は、個人情報に関する内容等を除き、ご意見・ご提案の内容と区の対

応・考え方の要旨等を港区ホームページ等で原則として公表します。

区民の声センター

ところ 区役所3階区民相談室内
受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

電話番号 ☎3578-2054

問い合わせ

区長室広聴担当
☎3578-2050~2

みなとコール (港区コールセンター) をご利用ください

みなとコールは、区の手続きや施設のご案内等を日本語と英語で行っています。担当部署が異なる複数の問い合わせにも対応しています。区役所が開庁していない時でも、施設の利用時間や行き方等

のお問い合わせに年中無休でお答えしています。お気軽にご利用ください。

みなとコール

受付時間 午前8時～午後8時(年中無休)

電話番号 ☎5472-3710

問い合わせ

区長室広聴担当 ☎3578-2051

区民保養施設利用案内

大平台みなと荘・熱川プリンスホテル

大平台みなと荘は、平日に比較的空き室がありますので、家族や友人をお誘い合わせの上、ぜひご利用ください。

6月利用分抽選申し込み

対象 区民

申し込み 専用はがきを郵送で、4月12日(日・必着)までに、JTBみなと予約センターへ。専用はがきは、各総合支所、各区民センター、地域振興課(区役所3階)、JTB浜松町店、JTB赤坂見附店にあります。または、区民保養施設予約システムで4月18日(土)までに申し込みください。抽選結果は4月末にご自宅に送ります。

空き室申し込み

対象 区民・在勤者

申し込み 利用希望日の1カ月前の同日から予約システム、またはJTBみなと予約センターで申込順に受け付けます。

利用者登録

利用申し込みには利用者登録が必要です。抽選申し込みの専用はがきで登録できます。

大平台みなと荘の優先抽選

6月6日(土)利用分

対象

(1)区民で、以下の手帳等の交付を受けた人

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、都医療券(特殊医療(人工透析を必要とする腎不全、

先天性血液凝固因子欠乏症等)およびB型・C型肝炎治療医療費助成受給者証は除く)

(2)区民で、障害者総合支援法の対象となる難病による障害支援区分認定通知書の交付を受けた人

※優先抽選は大平台みなと荘のみです。優先抽選の申し込みはできません。

※優先枠を設けての抽選になりますので、全ての人々が当選するものではありません。

※部屋タイプの指定はできません。申し込み 郵送で、はがきに「港区保養施設優先抽選申し込み」・代表者氏名・住所・電話番号・生年月日・利用者番号・利用希望人数(2人以上5人まで)を明記の上、4月12日(日・必着)までに〒141-0021品川区上大崎2-24-9アイケイビル3階「JTBみなと予約センター」へ。

熱川プリンスホテルの臨時休業のお知らせ

熱川プリンスホテルは、4月21・22日(火・水)は休業します。

大平台みなと荘および熱川プリンスホテルの利用に際しての変更点について

4月1日(水)から、大平台みなと荘および熱川プリンスホテルの利用料金等を変更します。大平台みなと荘については表3～表5のとおり、熱川プリンスホテルについては港区ホームページをご覧ください。

(1)利用料金

利用料金を表3のとおり変更します。

(2)利用料金の減免制度

減額する利用料金について、消費税増税等に伴う見直しを行うとともに、65歳以上の区民が減免で利用できる日を表4のとおり変更します。

なお、減免利用可能日数については、今までどおりです。

(3)違約金がかかる期間および金額

違約金がかかる期間および金額を表5のとおり変更します。

問い合わせ

- 登録・利用・申し込み
JTBみなと予約センター
午前10時～午後6時30分(土・日曜、祝日を除く) ☎5434-7644
区民保養施設予約システム(午前5時～午前0時)
<https://hoyo.city.minato.tokyo.jp/hoyo/>
- 区民保養施設事業について
みなとコール ☎5472-3710

担当課 地域振興課地域振興係

表3 大平台みなと荘の4月1日からの利用料金一覧表

	一部屋の 利用人数	変更後				現行	
		休前日等の利用		休前日等以外の利用		大人	子供
		大人	子供	大人	子供		
宿泊	1人	1万4500円	—	1万1500円	—	1万500円	—
	2人	1万2000円	6000円	9000円	4500円	1万円	5000円
	3人			7000円			
	4人	1万円	—	7000円	—	9500円	—
	5人			—			
休憩	500円	250円	500円	250円	500円	250円	

※「休前日等」は、土曜、祝日の前日、年末年始(12月29日～1月3日)

※大人:中学生以上、子供:4歳～小学生

表4 大平台みなと荘の4月1日からの利用料金の減免制度に関する一覧表

減額後の利用料金	変更後		現行	
	1泊 大人	3200円	1泊 大人	3000円
	子供	2500円	子供	2400円
宿泊可能泊数	年度内2泊まで		年度内2泊まで	
利用可能日	次の(1)～(3)以外の日 (1)土曜 (2)祝日の前日 (3)年末年始(12月29日～1月3日) ※障害者等は制限なし		年末年始を除く、月曜～金曜 (休日を含む) ※障害者等は制限なし	

※「大人」は、65歳以上の区民および「子供または4歳未満の者」に該当しない障害者等

※「子供」は、4歳～小学生の障害者

表5 大平台みなと荘の4月1日からの違約金

違約金の発生期間	変更後		現行	
	利用日の6日前から		利用日の2日前から	
金額	6日～3日前	利用料金の30パーセント	大人	3000円
	2日前	// 40パーセント		
	1日前	// 50パーセント		
	当日	// 全額		

凡例
 対象
 時
 とき
 所
 ところ
 内容
 定員・募集人員
 申し込み
 問い合わせ
 選考方法
 担当課

東京都シルバーパス (4～9月新規購入者用) のお知らせ



満70歳以上の都民で、申し込みをした人に、都営交通・都内を走行する民営バス等が利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。

有効期限

令和2年9月30日まで

対象

都内に住民登録されている満70歳以上の(寝たきりの人を除く)

費用

	対象	費用
(1)	令和2年度住民税「課税」で、(3)以外の人	1万255円
(2)	令和2年度住民税「非課税」の人	1000円
(3)	令和2年度の住民税「課税」で、令和元年の合計所得金額(※)が125万円以下の人	

※長期または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額

必要書類

全員

本人確認書類(健康保険証または運転免許証等)

(2)(3)の人(次のいずれか1点)

- ①介護保険料納入(決定)通知書
- ②住民税非課税/課税証明書
- ③生活保護受給証明書(生活扶助の記載があるもの)

注意事項

- ①・②は、原則令和2年度の書類が必要ですが、住民税等の賦課決定が行われるまでの期間(4

～6月頃)は前年度の書類で代用できます。

●①は、6月以降に送付される「本決定通知書」をご用意ください。再発行はできませんので、紛失した場合は、各総合支所区民課の窓口で②をお取りください。

●③は、「生活扶助」を表す記載があるもののみ使用できます。令和2年4月以降に発行したものがが必要です。

●対象者(3)で、令和元年に長期または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、必要書類が異なる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

申し込み

誕生月の初日(1日が誕生日の人は前月の初日)から申し込みます。必要書類をご用意の上、最寄りのバス営業所・都営地下鉄定期券発売所等のシルバーパス発行窓口にお申し込みください。

問い合わせ

(社)東京バス協会シルバーパス専用電話(受付時間:土・日曜、祝日を除く午前9時～午後5時)
 ☎5308-6950
 東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課振興担当
 ☎5320-4275

介護予防教室「筋力アップマシントレーニング教室」

☎ 65歳以上の区民で、1人で通うことができ、期間中継続して参加が見込める人

時 5月8日～7月31日(7月24日を除く、毎週火・金曜、全24回)午後1時30分～3時

所 (1)ありすいきいきプラザ(2)西麻布いきいきプラザ

人 (1)10人(2)8人(新規の人を優先で抽選)

申 本人が直接、4月10日(金)までに、各いきいきプラザへ。

ありすいきいきプラザ ☎3444-3656

西麻布いきいきプラザ ☎3486-9166

姿勢改善教室

姿勢を改善する内容で、専門の講師が無理なく教えます。

☎ 50歳以上の区民

時 5月8日～7月31日(7月24日を除く、毎週金曜・全12回)午前10時～11時30分

所 ありすいきいきプラザ

人 20人(60歳以上の人優先で抽選)

申 本人が直接、4月10日(金)までに、ありすいきいきプラザへ。

ありすいきいきプラザ ☎3444-3656

切り絵講座

☎ 60歳以上の区民

時 4月8日～7月22日(第2・4水曜、全8回)午後1時30分～3時

所 高輪いきいきプラザ

人 15人(会場先着順)

申 当日直接会場へ。

高輪いきいきプラザ ☎3449-1643

理学療法士による介護予防シリーズ

☎ 60歳以上の区民

高齢者 関連情報

一部65歳以下を対象とした内容も掲載しています

時 4月20日(月)午後3時～4時

所 高輪いきいきプラザ

人 20人(抽選)

申 電話または直接、4月14日(火)までに、高輪いきいきプラザへ。

☎3449-1643

介護家族の会に参加しませんか

☎ 高齢者の介護をしている家族、介護経験のある人

時 (1)芝地区介護家族の会:4月15日(水)午後1時30分～3時(2)南麻布ホッと・ネット:4月23日(木)午後1時30分～3時30分(3)赤坂「絆の会」:4月24日(金)午後2時～4時(4)高輪地区みんなで語ろう会:4月16日(木)午後2時～3時30分(5)芝浦港南地区「かいごカフェ」:4月10日(金)午後2時～3時30分

所 (1)芝地区高齢者相談センター(2)麻布地区高齢者相談センター(3)赤坂地区高齢者相談センター(4)白金台いきいきプラザ(5)芝浦港南地区高齢者相談センター

申 当日直接会場へ。

高輪いきいきプラザ ☎欄外参照

☎ 各高齢者相談センター

☎ 高輪いきいきプラザ

☎ 高輪いきいきプラザ

☎ 高輪いきいきプラザ

☎ 高輪いきいきプラザ

☎ 高輪いきいきプラザ

男性向け古地図ウォーキング

六本木・麻布エリアにある江戸～昭和の遺跡をガイド付きで巡ります。

☎ 65歳以上の男性区民

時 4月24日(金)午後1時30分～4時

所 六本木区民協働スペース

人 15人(申込順)

申 電話で、4月21日(火)までに、麻布地区高齢者相談センターへ。

麻布地区高齢者相談センター ☎3453-8032

令和2年度

港区文化プログラム連携事業 の指定団体が決定しました

区では、区内で行われる文化芸術活動およびその主催団体を、港区文化プログラム連携事業として一定期間指定し、事業に係る経費の一部を負担するとともに、区と団体が連携することにより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成とレガシーを創出するため、港区文化プログラム連携事業を実施しています。

このたび表のとおり、令和2年度の指定団体が決定し、区ならではの文化プログラムを実施します。

各指定団体の事業について詳しくは、港区ホームページで順次お知らせします。

問い合わせ

地域振興課文化芸術振興係
 ☎3578-2584

表 令和2年度 港区文化プログラム連携事業指定団体一覧(50音順)

団体名	事業名	負担金交付決定額
ensemble-no(アンサンブルノウ)	トーク&コンサート [Noh×Contemporary Music]vol.8	400万円
慶應義塾大学アート・センター	都市のカルチュラル・ナラティブ:地域文化資源リレーションシップー地域文化資源をつなぐ講座	400万円
コドモチョウナイカイ事務局	デザインでつくる コドモチョウナイカイまつり2020「デザインピック2」	400万円
シアターコモンズ実行委員会	シアターコモンズ21	400万円
スロームーブメント実行委員会	ソーシャルサーカス普及および人材育成事業	400万円
ダンスニューエア Dance New Air実行委員会	ダンスニューエア Dance New Air 2020	400万円
人と地域を元気にする盆踊り実行委員会	2020東京五輪記念港区発掘ご当地曲盆踊り大会	400万円

令和2年

港区華道茶道連盟

いけばな展およびいけばな初心者体験コーナー

連盟参加華道各流派によるいけばな展を開催します。また、初心者向けのいけばな体験も行いますので、ぜひご参加ください。

いけばな展

とき

5月16日(土)午後1時～5時、5月17日(日)午前10時～午後4時

ところ

青山善光寺会館1階(北青山3-5-17)

費用

入場料300円(区内在住・在勤・在学者は無料)

申し込み

当日直接会場へ。

いけばな初心者体験コーナー

対象

区内在住・在勤・在学のいけばな初心者

とき

5月16日(土)(1)午後1時～2時(2)午後2時～3時(3)午後3時～4時(4)午後4時～5時、5月17日(日)(5)午前11時～正午(6)午後1時～2時(7)午後2

時～3時

ところ

青山善光寺会館1階(北青山3-5-17)

定員

各4人程度(抽選)

費用

1000円(生けた花・器・剣山を持ち帰れます。当日受付でお支払いください)

申し込み

往復はがきの往信面に、希望の時間帯((1)～(7)のいずれか)・郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号を、復信面に自分の郵便番号・住所・氏名を明記の上、4月22日(水・必着)までに、〒106-0044東麻布1-13-2-807 後藤方 港区華道茶道連盟へ。

問い合わせ

港区華道茶道連盟 ☎3794-4666
 地域振興課文化芸術振興係 ☎3578-2538

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

みなと おしらせボード



凡例

対▶対象
内▶内容
問▶問い合わせ

時▶とき
人▶定員・募集人員
選▶選考方法

所▶ところ
申▶申し込み
担▶担当課

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。※費用の表記がないものは、全て無料です。

健康

胃・大腸がん検診(予約制)

対▶35歳以上の区民
時▶5月7日(木)～29日(金)午前8時30分～9時30分
所▶こころとからだの元氣プラザ(千代田区神田神保町1-105神保町三井ビルディング)
人▶20人(申込順)
申▶電話で、健康推進課健康づくり係へ。 ☎6400-0083

ヘルシーナ健康度測定

対▶18歳以上の人どなたでも※持病等がある人はかかりつけ医にご相談の上お申し込みください。
時▶5月13・20・27日(水)(1)午後5時50分～8時20分(2)午後6時20分～8時50分、5月16・23・30日(土)(3)午後0時50分～3時20分(4)午後2時20分～4時50分
所▶健康増進センター
持ち物▶運動できる服装、室内用運動靴、タオル、健康診断結果(1年以内)
人▶(1)(3)(4)4人(2)2人(いずれも抽選)
費用▶港区国民健康保険加入者:2000円、区内在住・在勤者:4500円、区外在住者:8000円※区内在住の後期高齢者医療制度加入者は無料です。
申▶電話または直接、4月15日(水)までに、〒107-0052赤坂4-18-13赤坂コミュニティふらざ6階健康増進センターへ。締め切り以降空きがある場合申込順で受け付けます。
問▶健康増進センター ☎5413-2717

栄養セミナー「豆苗に含まれる栄養素をご存じですか？」

対▶どなたでも
時▶5月16日(土)午前10時30分～正午
所▶がん在宅緩和ケア支援センター
人▶24人(申込順)
費用▶300円(材料費)
申▶電話またはファックスで、開催日時・氏名・電話番号を、開催日前

日までに、がん在宅緩和ケア支援センターへ。※詳しくはホームページ <https://www.minato-hpccsc.jp/> をご覧ください。
☎6450-3421 FAX6450-3583

講座・催し物

春の高輪いきいき寄席～子褒め(落語/可笑子)夏泥(落語/紫酔)粗忽の釘(落語/文具)伊達家の鬼夫婦(講談/紅吉)～

対▶どなたでも
時▶4月18日(土)午後2時～3時30分(午後1時45分開場)
所▶高輪いきいきプラザ
人▶60人(会場先着順)
申▶当日直接会場へ。
問▶高輪いきいきプラザ ☎3449-1643

ワンデイコーラス歌の会による「アカペラで歌う春のコンサート」

対▶どなたでも
時▶4月25日(土)午後2時～3時
所▶白金台いきいきプラザ
人▶60人(会場先着順)
申▶当日直接会場へ。
問▶白金台いきいきプラザ ☎3440-4627

芝浦港南地区「田植え体験」

対▶芝浦港南地区管内(芝浦・海岸2～3丁目・港南・台場)在住・在勤・在学者※小学生未満は保護者同伴
時▶5月10日(日)午後1時～3時
所▶芝浦公園
人▶60人(申込順)
持ち物▶サンダル、タオル等※裸足で田んぼに入ります。汚れてもよい服装で参加してください。
申▶電話で、参加者の住所(在勤・在学者は勤務・通学先も併せて)・氏名・年齢(在学者は学年も併せて)・電話番号を、4月3日(金)～10日(金)に、みなとコール(受付時間:午前9時(初日は午後3時)～午後5時)へ。 ☎5472-3710
問▶芝浦港南地区総合支所まちづく

り課まちづくり係

ぶらり散歩「新橋アンテナショップぶらり散歩(港区観光大使によるガイド付き)」

対▶小学生以上で全行程歩ける人
時▶4月22日(水)午前10時～午後0時30分
コース▶港区観光インフォメーションセンター前(東京モノレール浜松町駅3階コンコース)集合～福沢・近藤両翁学塾跡～イタリア公園～旧新橋停車場～香川・愛媛せとうち旬彩館～とっとり・おかやま新橋館で昼食後解散
人▶15人(申込順)
費用▶1280円(昼食代)
申▶はがきに、ツアー名・出発日・参加者全員の氏名・住所・年齢・日中連絡のつく電話番号を明記の上、4月8日(水・必着)までに、〒105-0011芝公園4-4-7東京タワーメディアセンター内(社)港区観光協会「ぶらり散歩」係へ。4月13日(月)までに、結果を郵送します。
問▶(社)港区観光協会(平日午前10時～午後4時) ☎6452-8666
産業振興課観光政策担当 ☎3578-2552

商工会館主催 海外営業セミナー

対▶区内中小企業経営者、区内在勤者
時▶4月24日(金)午後6時30分～8時30分
所▶商工会館
人▶30人(申込順)
申▶電話または商工会館ホームページからお申し込みください。詳しくは、商工会館ホームページ <https://minato-shoukou.jp/> をご覧ください。 ☎3433-0862
問▶産業振興課産業振興係

弁護士による福祉専門相談

高齢者や障害のある人等の成年後見制度に関する相談や、財産管理・相続・権利侵害・福祉サービスの利用に関するトラブル等についての法的な相談に弁護士が応じます。

時▶4月9日(木)・22日(水)、5月7日(木)・20日(水)、6月11日(木)・24日(水)、7月9日(木)・22日(水)、8月6日(木)・19日(水)、9月10日(木)・23日(水)午後1時30分～4時30分※1人50分程度(申込順)。1案件につき、1回のみのご利用となります。
所▶麻布地区総合支所
申▶電話で、(社福)港区社会福祉協議会成年後見推進係へ。 ☎6230-0283

問▶保健福祉課地域包括ケア推進係

サポートみなと「親族向け後見人講座」

対▶成年後見制度の利用を検討している人
時▶4月28日(火)午後2時～4時
所▶生涯学習センター(ばるーん)
問▶成年後見制度の概要と申し立てについて
人▶50人(申込順)
申▶電話またはファックスで、住所・氏名・電話番号・ファックス番号を明記の上、(社福)港区社会福祉協議会成年後見推進係へ。 ☎6230-0283 FAX6230-0285
問▶保健福祉課地域包括ケア推進係

令和2年度地域福祉活動・ボランティア活動パワーアップ塾「ここからはじまる地域デビュー」

対▶区内在住・在勤・在学で、地域の活動に関心があり、オリエンテーションや基礎講座受講後、選択プログラム(1講座以上)に参加できる人
時▶(1)オリエンテーション:5月15日(金)午後2時～4時、5月16日(土)午前10時～正午※いずれかに参加(2)基礎講座:5月21日(木)午後6時～8時、5月23日(土)午前10時～午後3時30分※両方に参加(3)選択プログラム:(1)(2)を受講後、5～10月に、希望する地域福祉活動やボランティア活動に関する講座から選択。
所▶(1)麻布地区総合支所(2)麻布区民協働スペース
人▶40人(申込順)
申▶電話またはファックスで、住所・氏名・電話番号を明記の上、5

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

夜間・休日診療

港区ホームページからもご覧いただけます▶
診療時間 □は午前9時～午後5時
診療時間 ★は午後5時～午後10時



小児初期救急	みなと子ども救急診療室	月～金曜:午後7時～10時 土曜:午後5時～10時 ※祝日・年末年始を除く ※受付は午後9時30分まで	中学生まで(おおむね15歳未満の小児)の軽症患者対象	芝浦1-16-10(社福)恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院1階 ☎6453-7302
--------	-------------	--	----------------------------	---

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

4月5日(日)	藏本内科クリニック(内)	芝公園1-7-15 池田ビル1階	5733-3355
	古川橋病院(内)	南麻布2-10-21	3453-5011
	アイエスデンタルクリニック(歯)	北青山3-5-25 下島ビル4階	5785-2953
	藤川歯科医院(歯)	浜松町1-27-14 サン・キツカワビル2階	5777-6480
	★松崎内科クリニック(内)	新橋1-15-5 ペルサ115 9階	3591-7006
	港区休日歯科応急診療所(港区口腔保健センター)	三田1-4-10 みなと保健所2階	3455-4927(休日のみ)

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁救急相談センター(毎日24時間)	「#7119」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎3212-2323(ダイヤル回線の固定電話等)
	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(毎日24時間)	☎5272-0303 ホームページ https://www.himawari.metro.tokyo.jp/
電話相談	小児救急電話相談 月～金曜(祝日、年末年始を除く)午後6時～翌朝8時 土・日曜、祝日、年末年始午前8時～翌朝8時	「#8000」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎5285-8898(ダイヤル回線の固定電話等)

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限ります。

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間:午前9時～午後2時 ※薬局の電話がかかりにくい場合は、☎090-9378-7915

4月5日(日)	みらい薬局	赤坂1-7-1 赤坂複ビル4階	5114-5101
---------	-------	-----------------	-----------

夜間対応当番薬局(毎日) 対応時間:午後8時～午前0時 ☎090-3690-3102

障害者歯科診療所(港区口腔保健センター)	三田1-4-10 みなと保健所2階	4月11日(土) 午前9時30分～午後0時30分	【完全予約制】 平日午前9時～午後5時 受付 ☎6400-0084 FAX3455-4460 健康推進課地域保健係
		4月25日(土) 午後1時30分～4時30分	

新型コロナウイルス感染症への対応について、港区ホームページもご覧ください

港区ホームページ内の「新型コロナウイルス感染症への対応」に関するページでは、区への最新情報をご覧いただけます。区が主催するイベントが延期または中止となる場合があります。最新の情報は、港区ホームページをご覧ください。

みなと おしらせボード



凡例
対 対象
内 内容
問 問い合わせ
時 とき
定 定員・募集人員
選 選考方法
所 ところ
申 申し込み
担 担当課

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。※費用の表記がないものは、全て無料です。

月14日(木)までに、(社福)港区社会福祉協議会ボランティア・地域活動支援係へ。

☎6230-0284 FAX6230-0285

☑ 保健福祉課地域保健福祉係

お知らせ

「2020(第39回)みなと区民まつり」の参加団体を募集します

☑ 区内在住・在勤・在学者で構成された5人以上の団体・サークル※この他にも要件があります。詳しくは、募集要項をご覧ください。

📅 10月3・4日(土・日)

📍 芝公園一帯

募集団体数 約220団体(申込順)

費用 設営費等の一部負担あり

☑ 郵送で、参加申込書(募集要項に添付)に必要な事項を明記の上、5月8日(金・消印有効)までに、〒107-0052赤坂4-18-13 Kissポート財団内「みなと区民まつり実行委員会事務局」へ。※持参での提出は不可。募集要項は、地域振興課(区役所3階)、各総合支所管理課、区民センター等で配布しています。※新規で申し込む団体は、事前にみなと区民まつり実行委員会事務局までご相談ください。☎5770-6837

家内労働の「委託状況届」は4月30日(木)までに提出してください

家内労働者へ仕事(内職等)を委託している事業主は、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。4月30日(木)までに忘れずに提出してください。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

☑ 東京労働局労働基準部賃金課家内労働係 ☎3512-1614
産業振興課経営相談担当 ☎3578-2526

「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく管理状況届出制度が始まります

当条例に基づき、マンションの管理組合等から管理状況に関する事項等を届け出る「管理状況届出制度」が4月1日(水)から開始されます。

届け出が必要なマンション

昭和58年以前に新築されたマンションのうち、居住の用に供する独立部分が6戸以上のもの。届け出の対象となるマンションには、都から届け出用紙、電子申請用ID・パスワード、制度の案内等を送付します。

届け出事項

管理組合、管理規約、管理費、修繕積立金等の有無です。届け出の内容等について詳しくは、東京都マンションポータルサイト

http://www.mansion-tokyo.jp/でご確認ください。

届け出方法

次のいずれかの方法で届け出てください。

(1)「東京都マンションポータルサイト」で検索の上、電子申請。(2)郵送または直接、〒105-8511 港区役所住宅課(区役所6階)へ。

届け出の期限

9月30日(水・必着)

☑ 住宅課住宅支援係

☎3578-2223、2346

〇制度について

東京都住宅政策本部住宅企画部マンション課マンション施策推進担当

☎5320-4933

〇届け出書の記載方法について

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター

☎6427-4900

放置自転車リサイクル

📅 4月12日(日)午前10時～10時30分受け付け、後に購入順位の抽選

📍 みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所(元麻布3-9-6)

販売台数 25台程度※区民優先枠を設けています。

費用 価格等、詳しくはお問い合わせください。

☑ (公社)港区シルバー人材センター

☎5232-9681

リサイクル自転車作業所(みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所2階)(受付時間:火～金曜午前9時～午後5時)

☎3479-3116

変更・休止情報等

障害保健福祉センターランチタイムコンサートの休止

障害保健福祉センターの改修工事のため、4～9月(予定)の期間ランチタイムコンサートを休止します。

☑ 障害保健福祉センター

☎5439-2511

求人・区民委員募集

介護相談員

☑ 区内在住者※民生委員等の公職の任にある人、区内をサービス提供エリアとする介護保険サービス事業所に所属する人は除く。

勤務場所 麻布地区総合支所2階

勤務内容 区内の介護保険施設を平日の日中、月4～5日・各2時間程度訪問し、利用者の「声」や「思い」を施設や区(保険者)に「橋渡し」します。具体的には施設での相談活動の他、定期的な連絡会や介護相談員同士の意見交換を行う連絡会、スキルアップのための研修があります。※内定者は、10日間程度の養成研修(6～9月を予定)に全て出席し、修了証を授与されることを委嘱条件とします。※本事業は、区の委託を受け、(社福)港区社会福祉協議会が運営しています。

活動費 月額1万円(交通・通信費等として)

☑ 若千名

☑ 書類選考および面接(書類選考通過者は5月22日(金)面接予定)

☑ 郵送または直接、応募用紙(募集チラシの裏面)に必要な事項を明記の

上、4月24日(金・午後5時必着)までに、〒106-0032六本木5-16-45

(社福)港区社会福祉協議会生活支援係介護相談員担当へ。※応募用紙は介護保険課介護事業者支援係(区役所2階)、各総合支所区民課、区民センター、いきいきプラザ、みなとパーク芝浦(ラクっちゃ)、港区立図書館、介護相談員派遣先施設、(社福)港区社会福祉協議会で配布する他、(社福)港区社会福祉協議会ホームページ

http://www.minato-cosw.net/からダウンロードもできます。

☑ (社福)港区社会福祉協議会生活支援係

☎6230-0282 FAX6230-0285

☑ 介護保険課介護事業者支援係

港区行政評価委員会区民委員

区では、新たな港区基本計画(令和3～8年度)の策定に向け、政策評価を実施します。政策評価の実施にあたり、評価を行う港区行政評価委員会の区民委員を募集します。

☑ 区内在住・在勤・在学の会議日程に全て参加可能な人※会議日程等詳しくは、募集要項をご覧ください。

募集要項 企画課(区役所4階)で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。※配布は閉庁日を除く。

☑ 5人

☑ 書類選考、作文審査

☑ 郵送または直接、応募書類に必要な事項を明記の上、4月30日(木・必着)までに、〒105-8511 港区役所企画課企画担当へ。

☎3578-2092

「港区男女平等参画推進会議」区民委員

区では、男女平等参画の推進を図るため、区長の附属機関として「港区男女平等参画推進会議」を設置しています。7月16日(木)からの任期の委員を募集します。

☑ (1)令和2年4月1日現在20歳以上の区内在住・在勤・在学者で、男女平等参画社会の形成に関心があり、平日の日中の会議(1回2時間、年6回程度)に出席できる人※国、地方公共団体の議員・職員、および区で設置する附属機関等の委員を既に3つ以上就任している人は応募できません。

☑ 区で選任した学識経験者等の委員とともに、行動計画や男女平等参画の推進に関する重要事項について、会議で意見を述べていただきます。

任期 2年(令和2年7月16日～令和4年7月15日)

☑ 6人以内※保育あり(4カ月～就学前、3人程度)

報酬等 委員には報酬および交通費(実費)を支給します。

☑ 書類選考、作文選考の後、面接を行い(6月を予定)、委員を決定します。

☑ 総務課人権・男女平等参画係(区役所4階)および男女平等参画センタ

ーで配布する応募用紙に、必要事項を明記の上、テーマ「男女平等参画の推進について、あなたが考えること」の作文(800字程度)を添えて、郵送または直接、5月11日(月・必着)

までに、〒105-8511 港区役所総務課人権・男女平等参画係へ。応募用紙は、港区ホームページからダウンロードもできます。

☑ 総務課人権・男女平等参画係

☎3578-2014

指定管理者公募

麻布地区いきいきプラザ(5施設)

公募要項配布期間 4月9日(木)～5月21日(木) 午後5時

対象施設 次の施設を一括で公募します。ありす・南麻布・麻布・西麻布・飯倉の各いきいきプラザ

指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

公募要項等配布場所 麻布地区総合支所管理課で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

☑ 麻布地区総合支所管理課施設運営担当

☎5114-8805

赤坂地区いきいきプラザ(3施設)

公募要項配布期間 4月9日(木)～5月21日(木) 午後5時

対象施設 次の施設を一括で公募します。青山・赤坂・青南の各いきいきプラザ

指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

公募要項等配布場所 赤坂地区総合支所管理課で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

☑ 赤坂地区総合支所管理課施設運営担当

☎5413-7273

高輪地区いきいきプラザ(4施設)

公募要項配布期間 4月9日(木)～5月21日(木) 午後5時

対象施設 次の施設を一括で公募します。豊岡・高輪・白金・白金台の各いきいきプラザ

指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

公募要項等配布場所 高輪地区総合支所管理課で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

☑ 高輪地区総合支所管理課施設運営担当

☎5421-7067

区長エッセイ 毎月1日配信
メールマガジン きらっと★
きらっと 検索



「広報みなと」の 自宅配送について

「広報みなと」は、区民で、新聞購読をしていない人、区有施設で入手することが困難な人のうち、希望する人に自宅配送してあります。また、自宅配送を申し込んだ人で、不要になった人、住所が変更になる人は、分かり次第早めに区長室広報係へご連絡ください。新規配送・配送停止・住所変更の手続きには、1カ月程度の期間がかかります。 区長室広報係 ☎3578-2036

記事中の表記について (特)・・・特定非営利活動法人 (社福)・・・社会福祉法人 (社)・・・一般社団法人 (公社)・・・公益社団法人 (財)・・・一般財団法人 (有)・・・有限会社 (株)・・・株式会社

MINATO CITY LOCAL HISTORY MUSEUM

郷土歴史館のようこそ

郷土歴史館の見どころ紹介

第1回

「港区指定有形文化財 旧公衆衛生院」

港区立郷土歴史館は、港区の自然・歴史・文化を深く知り、交流する拠点として平成30年に開館しました。このコラムでは、当館の建物や、展示、イベント等を毎月紹介します。

今回は、令和元年度に港区指定有形文化財となった郷土歴史館の建物を紹介します。

この建物は、鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上6階、塔屋4階で、昭和13年に公衆衛生院という研究施設として建てられました。設計者は、東京大学建築学科の教授であり、安田講堂をはじめ、東京大学の建物を設計したことで知られる内田祥三氏です。

さて、旧公衆衛生院の見どころは、内田ゴシックと呼ばれる外観の他、内部の中央ホール、旧院長室、大講堂等です。内田建築一連の建物の中でも工費が高かった公衆衛生院は、東京大学の建物に比べて内装が上質です。2層吹き抜けの中央ホールは、床が大理石、壁は研ぎ出し石、天井には漆喰によるレリーフが施され、建物の特徴となっています。2階の院長室は、全面木張り仕上げであり、床の寄木は、



郷土歴史館外観

当時の職人の技術の高さを見ることができます。大講堂も340席を誇る貴重な空間です。

郷土歴史館では、見どころのポイントに解説パネルを設置している他、定期的に建物ツアーも開催しています。建物見学やツアーは無料ですので、気軽にお立ち寄りいただき昭和初期の洋風建築を体感していただければと思います。



旧院長室

所在地 白金台4-6-2ゆかしの杜内 ☎6450-2107 FAX6450-2137
開館時間 午前9時～午後5時(土曜のみ午前9時～午後8時)
ホームページ <https://www.minato-rekishi.com/>
休館日 毎月第3木曜(第3木曜が祝日等の場合は開館し、その前日の水曜に休館)、年末年始(12月29日～1月3日)、特別整理期間

高輪地区町会・自治会サポート事業 地域の「潤滑油」となる講座 受講生募集

この講座は、お住まいの町会・自治会の担い手の育成を目的としています。お住まいの町会・自治会に加入いただき、実際に活動していただく人材を育成します。講座では、地域の歴史や町会・自治会の活動内容、課題等を学び合い、さらにフィールドワークを通して、地域の行事や活動を楽しみ、円滑にする発想力や行動力を身に付けます。なお、応募時の町会・自治会の加入、未加入は問いません。

対象 4月1日(水)時点で高輪地区在住者

とき 5～11月のうち全5回

第1回講座 5月23日(土)午後2時開始

ところ 区有施設等

定員 20人程度(申込順)

費用 無料

申し込み 郵送・ファックスまたは



令和元年度の講座の様子

直接、申込用紙に必要事項を明記の上、4月24日(金・消印有効)までに、〒108-8581 高輪地区総合支所協働推進課協働推進係へ。

FAX5421-7626
※申込用紙は、高輪地区総合支所協働推進課で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ
高輪地区総合支所協働推進課協働推進係 ☎5421-7621

令和2年度 港区平和青年団 団員募集

戦争や核兵器の悲惨さ、平和の大切さを自ら学び、地域に発信する高校生世代を募集します。

対象 4月1日現在15～17歳の区内在住・在勤・在学者で、次の(1)～(3)に参加できる人

(1)事前研修(5回程度):都内平和関連施設の見学、活動報告会の企画等

(2)派遣研修:長崎訪問(8月8日(土)～10日(月・祝))

※派遣研修2日目に、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典へ出席します。

(3)事後活動:活動報告会(8月下旬予定)、みなと区民まつり(10月3・4日(土・日)予定)への参加、活動報告書の作成等

任期 6～12月

人数 8人(個別面接による選考)

費用 長崎までの往復飛行機運賃、

宿泊費等は区が負担します。その他自宅からの交通費等は自己負担となります。

申し込み (1)直接または郵送の場合:申込書に必要事項を明記の上、5月7日(木・必着)までに、〒105-8511 港区役所総務課人権・男女平等参画係(区役所4階)へ。

(2)港区ホームページの場合:応募フォームに必要事項を入力してください。詳しくは港区ホームページをご覧ください。

※申込書は、総務課人権・男女平等参画係、各総合支所管理課、各港区立図書館、各区民センター等で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

問い合わせ

総務課人権・男女平等参画係 ☎3578-2014



長崎市の平和祈念像



長崎へ届けた折り鶴



高輪橋架道橋下区道の車両通行止めのお知らせ



高輪橋架道橋下区道(高輪地区と芝浦港南地区を結ぶ線路下の区道)は、第二東西連絡道路整備工事(トンネル新設)のため、車両通行止めとなります。ご不便をおかけしますが、工事期間中の自動車の通行は、札の辻交差点・八ツ山橋交差点への

迂回をお願いします。なお、歩行者・自転車(押し歩き)の通行はできます。ご理解・ご協力をお願いします。
とき 4月12日(日)午前10時～令和14年3月末(予定)
ところ 図参照

図 高輪橋架道橋下区道の周辺地図

問い合わせ
UR都市機構東日本都市再生本部都心業務部品川担当
☎5200-8600
土木課土木計画係
☎3578-2217

みなとエコチャレンジ2020 参加者募集

省エネ・節電・環境イベント等への参加、ご家庭での環境にやさしい行動の実践により、ポイントをためて、景品と交換できる「みなとエコチャレンジ」の参加者を募集します。

対象 区民(世帯単位での参加)

期間 令和3年3月31日まで(参加申し込みは随時受け付け)

参加方法 次のいずれかの方法で参加登録してください。

(1)「みなとエコチャレンジ」専用ホームページ

<https://www.minato-ecochallenge.jp/>

から参加登録をする。

※「みなとエコチャレンジ」で検索で

きます。

(2)環境課(区役所8階)および各総合支所の窓口で配布するリーフレットのエントリーシート



景品の一例(間伐材グッズ)

に必要事項を明記の上、郵送・ファックスまたは直接、〒105-8511 港区役所環境課地球環境係へ。

※「エコチャレンジ2019」以前からの参加者は、自動継続されます。再度登録する必要はありません。

※詳しくは、「みなとエコチャレンジ」専用ホームページや環境課および各総合支所で配布するリーフレットをご覧ください。

問い合わせ

環境課地球環境係 ☎3578-2498